



2025 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 住友ベークライト株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原 一彦
(コード番号 4203 東証プライム市場)
問合せ先 総務本部 コーポレート・コミュニケーション部長 植田 毅
(TEL 03-5462-4165)

従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社および当社の国内子会社の従業員（以下、「対象従業員」といいます。）に対して、従業員持株会を通じた株式の付与（以下、「本スキーム」といいます。）を決定し、下記のとおり、住友ベークライト従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を割当予定先として、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 12 月 12 日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 99,870 株（注）
(3) 処分価額	1 株につき 3,417 円
(4) 処分総額	341,255,790 円（注）
(5) 処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります）。 なお、各対象会員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による

	有価証券届出書の効力発生を条件とします。
--	----------------------

(注) 本持株会は、本持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて対象従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、実際に処分する株式の数および処分総額は、プロモーション終了後の本持株会の会員（非居住者および休止者を除きます。以下、「対象会員」といいます。）の数に応じて確定する見込みです。

2. 処分の目的および理由

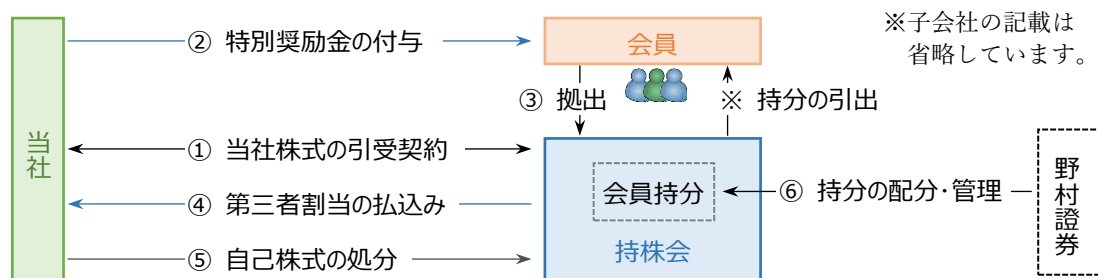
当社は、従業員の当社株式の保有を通じた資産形成を支援するとともに、勤労意欲を向上させることを目的として、本持株会会員に対して奨励金を付与しています。今般、2025年に創立70周年を迎えたことに伴い、本持株会の対象を国内子会社の従業員にも拡大し、かつ本スキームを通じて本持株会会員に追加的に特別奨励金を付与することで、対象従業員のこれまでの貢献に報いるとともに、従業員の経営への参画意識を醸成し、当社グループの中長期的な企業価値向上への意欲を高めることを目的として、本スキームの導入を決定いたしました。また、本スキームを契機として、本持株会未加入の従業員の加入を促すことで、より多くの従業員が株主の皆様と中長期的な企業価値を共有することにつながると考えています。

本スキームは、対象会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分する第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、「1. 処分の概要」の（注）に記載のとおり後日確定いたしますが、最大99,870株を本持株会へ処分する予定です。対象会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に対象会員による金銭の拠出はありません。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2025年3月31日現在の発行済株式総数93,757,956株に対する割合は0.11%、2025年3月31日現在の総議決権個数875,013個に対する割合は0.11%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）となります。

本スキームの導入は、当社および当社の国内子会社の従業員の勤労意欲高揚による当社グループの企業価値の増大に寄与するものと考えており、本自己株式処分による株式の希薄化の規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しています。

3. 本スキームの仕組み



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分および引受けに関する株式引受契約を締結します。
 - ② 当社は、対象会員に特別奨励金を支給します
 - ③ 対象会員は、支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
 - ④ 本持株会は、対象会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。
 - ⑤ 当社は、本持株会に対して自己株式を処分します。
 - ⑥ 割り当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託している野村證券株式会社を通じて、本持株会内の対象会員の持分に配分・管理されます。
- ※ 対象会員は、割り当てられた当社株式を対象会員名義の証券口座に任意に引出すことができます。

4. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本持株会を通じた株式付与のために対象会員に支給された特別奨励金を払込資金として、対象会員が本持株会に拠出して行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年5月9日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である3,417円としています。これは、取締役会決議日直前の市場価格であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しています。

なお、この処分価額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しています。）は、次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2025年4月10日～2025年5月9日）	3,230円	5.79%
3ヶ月（2025年2月10日～2025年5月9日）	3,361円	1.67%
6ヶ月（2024年11月11日～2025年5月9日）	3,568円	-4.23%

本日開催の取締役会に出席した監査役 4 名（うち社外監査役 2 名）全員は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、および処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値であることに鑑みて、割当予定先に特に有利な金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上